

経済産業常任委員会報告書

令和元年12月13日第4回定例会における議決に基づき、当委員会に付託された事件について審査した結果を下記のとおり報告する。

令和 2 年 2 月 5 日

七飯町議会議長 木 下 敏 様

経済産業常任委員会  
委員長 長谷川 生 人

記

1 事件名

令和元年議案第64号 七飯町下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

2 審査の経過

令和元年12月20日、令和2年1月17日、2月5日の3日間、委員会を開催し、経済部長、水道課参事の出席を求め、審査を行った。

3 決定及び理由

(1) 決 定

原案可決

(2) 理 由

当委員会に付託された七飯町下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用

することに伴う関係条例の整備に関する条例は、七飯町下水道事業に地方公営企業法の全部を適用し、公営企業会計に移行させるために必要な条例改正を行うものである。

下水道事業を公営企業会計に移行することにより、下水道事業の経営状況を正確に把握することが可能となり、下水道資産の適正な維持管理を計画的に行うことができることや、下水道事業の効率化、事業のコスト削減を図ることができる。

条例整備の主な内容は、次のとおりである。

- ① 地方公営企業に適用される関係法令の規定に基づき、条例又は規程等に定めるべき事項を整理し、水道事業が所管する例規において、下水道事業との併合が可能なものについては、統合することを基本に改正を行っている。

また、制定及び改廃の対象となる例規の抽出に当たっては、新たに整理すべき事項のほか、法適用によって適用除外となる事項と既存例規の適用関係を整理することに加え、公営企業への組織変更に伴い、改正が必要となる例規についても必要な範囲内で改正を行っている。

- ② 地方公営企業法第7条においては、公営企業の管理者を置くことが原則となっているが、同条ただし書により、条例で管理者を置かない旨を定めることができる。その際には、地方公共団体の長が管理者の権限を行うこととなるが、当町においては、管理者を置かず町長が管理者の権限を行うことを定めている。

現在の水道事業及び下水道事業に係る条例の中には、七飯町長の権限で行う事務と、公営企業となった際の管理者の権限で行う事務の2種類があることから、七飯町の代表者である「町長」と、管理者の権限を行う「町長」のどちらの権限で行う事務を規定したのかを明確にするため、前者を「町長」とし、後者を「管理者」として改正するもので、下水道事業のほか、水道事業に係る例規も併せて整理を行っている。

- ③ 「規則」は、町長や教育委員会等の行政委員会のみが定めることができるが、公営企業の管理者には「規程（企業管理規程）」を定めることができるとされている。

下水道事業に係る条例には、条例の運用の詳細を「規則」で定める旨の委任規定が規定されているが、地方公営企業法の適用に伴い、「規程（企業管理規程）」で条例の運用の詳細を定めることとする改正を行っている。

④ その他

今回整備する例規の文言の使い方等を統一化し、例規の体系を整えるために、必要な字句の修正又は条項の整理を行っている。

地方公営企業法適用後の組織の状況、管理者の附属機関として新たに設置する七飯町公営企業経営審議会などについての質疑応答を踏まえ、条例の内容を審査したところ、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。